

わたしたちの「介護保険」

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です。



介護保険に加入する人は・・・

介護保険制度は、市町村（せたな町）が保険者となって運営しています。

40歳以上の方が被保険者として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部を支払いサービスを受けることができます。

被保険者は、年齢によって第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に分けられます。



加入者には保険証が交付されます

介護保険の加入者には、医療保険の保険証とは別に1人に1枚の介護保険被保険者証が交付されます。

この保険者証は、介護保険の被保険者である証明書であるとともに、介護サービスを利用するときなどに必要となるものです。

65歳以上の方には全員に保険者証が交付され、65歳に達した月に交付されます。

また、40歳以上65歳未満の方は、要介護・要支援の認定を受けた方に交付されます。



保険料は大切な財源です

40歳以上のみなさんが納める保険料は、国や北海道、せたな町が負担する負担金とみなさんが負担する利用料とを合わせ、介護保険を健全に運営していくための大切な財源となります。

1 割	9 割				
	保険料50%		公費50%		
介護サービスの 利用料	65歳以上の方の 保険料	65歳未満の方の 保険料	40歳以上 せたな町の負担金	北海道の負担金	国の負担金

+

平成21年度から平成23年度までの保険料負担割合は、65歳以上の方の保険料は20%、40歳以上65歳未満の方の保険料は30%となっています。

みなさんは、介護保険制度をご存じですか。平成12年にスタートした介護保険制度も、今年で11年目を迎えます。少子高齢化社会を迎え、個人では介護を支えきれない時代となり、医療保険と同じように、社会全体で介護を支えるしくみとして介護保険制度が始まり、みなさんが利用しやすいように制度の内容や保険料を見直してきました。介護保険制度は、「利用者本位」が基本です。制度をうまく活用するためにも、一人ひとりが制度のことをよく知ることが大切です。今月号では、介護保険制度のしくみについて、ご紹介いたします。





保険料の決め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、せたな町が介護サービス費をまかなえるよう算出した「基準額」をもとに決めています。

また、40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

なお、平成21年度から平成23年度までのせたな町の保険料（年額）は、次のとおりです。40,560円の「基準額」を中心に、6段階の保険料に分かれています。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.5	20,280円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方	基準額×0.5	20,280円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	30,420円
第4段階 特 例	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方	基準額×0.9	36,500円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、第4段階特例に該当しない方	基準額×1.0	40,560円
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	50,700円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	60,840円



保険料を納めないでいると

災害等の特別な事情がないのに滞納が続く場合には、次のような給付制限措置がとられます。

■1年以上保険料を滞納している場合 （保険給付の償還払い）

介護サービスの費用がいったん全額自己負担となってしまいますが、申請することにより介護サービス費用の9割が払い戻される「償還払い」となります。

■1年6か月以上保険料を滞納している場合 （保険給付の一時差し止め）

一時的に保険給付が差し止められます。なお、滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。

■2年以上保険料を滞納した場合

第1号被保険者で保険料を滞納している人が新たにサービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

来月号は、介護認定の手続きのしかたについてご紹介いたします。

●介護保険に関するお問い合わせは
役場本庁保健福祉課
大成総合支所地域町民課
瀬棚総合支所地域町民課

☎ 01137・84511
☎ 01137・84511
☎ 01137・84511

介護保険は、支え合いの制度です。
サービスを利用して、していないかわらず、保険料を納めなければなりません。
なお、どうしても納めることができない場合は、ご相談ください。